子どものための各種手当・制度

お子さんがいるご家庭では、児童手当などを受けることができます。
各種手当には、所得制限など条件がありますので、詳細はお問い合わせください。
また、学校給食費や通学費の補助を実施していますので、忘れずに申請してください。

児童手当

【対　象】

中学校卒業（15歳到達後最初の3月31日を迎える）前までの児童を養育している保護者

【手当月額】

3歳未満　15,000円
3歳以上小学校卒業前の第1子、第2子　10,000円
3歳以上小学校卒業前の第3子以降　15,000円
中学生　10,000円
特例給付　5,000円

【現況届】

令和4年度から受給者の現況を公簿などで確認することで、現況届の提出が原則「不要」となりました。

ただし、受給対象児童が豊浦町以外に住民登録されている受給者の方には引き続き現況届の提出が必要となり、提出期限は6月30日までです。

提出が無い場合、手当が受けられなくなったり、遅れる場合がありますので、期限までに提出してください。

学校給食費の助成

【対　象】

豊浦町立の小中学校に通学し、かつ、町内に住所を有する児童生徒の保護者

【助成額】

支払った給食費の1/2
※保護者が承諾することにより、交付決定額を給食費から差し引くことができます。

【その他】

給食費を滞納、教育扶助などを受けている場合は、対象となりません。

申請期限は、4月10日までですが、4月10日以降に助成対象となる場合には該当する月の末日まで

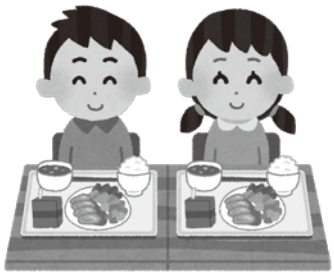

児童扶養手当

【対　象】

次の①から④にあてはまる児童（18歳到達後最初の3月31日を迎える前までの児童か20歳未満で中程度以上の障がいの状態にある児童）を養育している父か母、父や母にかわってその児童を養育している方。
①父と母が離婚した　②父または母が死亡した
③父または母が重度の障がいの状態にある
④母が未婚

【手当月額】令和4年4月分から

区　分	全部支給	一部支給
児童１人目	43,070円	43,060円 ～10,160円
児童２人目	10,170円	10,160円 ～ 5,090円
児童３人目以降	6,100円	6,090円 ～ 3,050円

【支給月】1・3・5・7・9・11月

【現況届】

すべての児童扶養手当の受給者は、8月1日から31日までに現況届を提出する必要があります。案内は、後日、郵送いたします。

高校生の通学費などの補助

【対　象】

豊浦町に住所を有する定期券などを利用する高校生または、その保護者

【補助額】

定期券を利用して通学している場合は、その額の1/2。下宿なども補助の対象となる場合があります。

【申請方法】

申請書の他、通学している学校からの証明書、通学費などを支払ったことを証明できる書類を添付（定期券の写しや領収書、下宿など胆振西学区の高校へ通学する場合は契約書など）

【その他】

・他の制度を利用している場合や、町税などを滞納している方は対象とならない場合があります。
・必ず年度内（4月～翌年の3月）に申請してください。4月に入ってから、さかのぼって申請をすることはできません。

問　町民課 子育て支援係　☎83-1405